

令和 5 年 3 月
国 税 庁

国税局長又は税務署長に取り扱わせる国税庁長官の権限に属する
事務を定める件の一部を改正する件（国税庁告示第 9 号）

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）の施行により、税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 号）の施行に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるため又は当然必要とされる事項の整理のために告示を定めるものであり、行政手続法第 39 条第 4 項第 2 号及び第 8 号に該当することから、意見公募手続を実施しませんでした。